

社会福祉法人大家族 定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、創意工夫された福祉サービスの提供を通じて、その仕事から自らの生き方もゆたかにすることを目的に、「心身ともに健やかな子どもたちの成長」や「高齢者の充実した人生」を支援できる、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）保育所の経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人大家族という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を東京都日野市東平山三丁目１番地の１９に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員七名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２ 評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３ 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４ 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判

断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上
- (2) 監事 二名以上

- 2 理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に

報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- (イ) 東京都日野市東平山三丁目1番19所在の特別養護老人ホームシンフォニア敷地 一筆
(1, 000平方メートル)
- (ロ) 東京都日野市多摩平一丁目8番2所在の保育所ひよこハウス多摩平敷地 一筆(393.
00平方メートル)
- (ハ) 東京都日野市多摩平一丁目8番16所在の保育所ひよこハウス多摩平敷地 一筆(175.
28平方メートル)
- (ニ) 東京都日野市東平山三丁目4番6所在の保育所ひよこハウス豊田園庭 一筆(699平方
メートル)
- (ホ) 東京都日野市東平山三丁目1番22所在の職員寮及び多目的ホール敷地 一筆(228平
方メートル)
- (ヘ) 東京都日野市東平山三丁目3番6所在の特別養護老人ホームシンフォニア庭園 一筆(8
00平方メートル)

(ト) 東京都日野市東平山三丁目4番14所在の特別養護老人ホームシンフォニア庭園 一筆
(221平方メートル)

(チ) 東京都日野市東平山二丁目15番12所在の保育所ひよこハウス豊田園庭 一筆(437
平方メートル)

(リ) 東京都日野市東平山三丁目2番14所在の保育所ひよこハウス豊田駐車場用地 一筆(2
44平方メートル)

(ヌ) 東京都日野市東平山三丁目4番15所在の保育所ひよこハウス豊田園庭 一筆(384平
方メートル)

(2) 建物

(イ) 東京都日野市東平山三丁目1番地26、1番地1、1番地20、1番地25、1番地27
所在の鉄骨造アルミニウム板ぶき・陸屋根2階建2階部分保育所ひよこハウス豊田園舎
(延434.38平方メートル)

(ロ) 東京都日野市東平山三丁目4番地5、4番地5先、3番地14、4番地6所在の鉄筋コン
クリート造陸屋根地下1階付3階建特別養護老人ホームシンフォニア建物 一棟(延3,6
94.63平方メートル)

(ハ) 東京都日野市多摩平一丁目8番地2、8番地16所在の鉄骨造ステンレス鋼板葺2階建保
育所ひよこハウス多摩平園舎 一棟(延521.19平方メートル)

(ニ) 東京都日野市東平山三丁目2番地15、2番地14、2番地16、3番地6、3番地8所
在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建職員寮及び多目的ホール建物 一棟(延395.34
平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらな
なければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得
て、日野市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、日野市長の承
認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整
備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資
金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を
担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産
を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届

け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会にお

いて定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

（解散）

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、日野市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を日野市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人家族の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 佐々木 榮一

理 事 佐々木 弘子

〃 横山 哲夫

〃 弓家田 良彦

〃 土方 英史

〃 檜村 正男

〃 清水 進

監 事 石田 博英

〃 佐藤 久夫

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年9月13日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年3月6日から施行する。

役員等名簿（公表用）

理事/監事/評議員の別	氏名
理事長	佐々木 榮一
理事	佐々木 弘子
理事	横山 哲夫
理事	弓家田 良彦
理事	檜村 正男
理事	笹山 典子
監事	田代 智子
監事	山本 和実
評議員	笹原 武志
評議員	大澤 晃
評議員	堀尾 道子
評議員	新 悠喜雄
評議員	小澤 賢二
評議員	牧野 正
評議員	梅原 節子
選択してください	
選択してください	

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大家族（以下「本法人」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）評議員とは、定款第5条による者をいう。
- （2）役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、前号の役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、報酬及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会出席等、本法人業務に従事した場合、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給することができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬については、該当する者が就任した場合に、当規程において報酬等の基準を定めるものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会出席等、本法人業務に従事した場合、評議員会において別に定める金額の範囲内で、別表2に基づき支給することができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

（報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬及び費用等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込により本人に支給する。ただし、現金により支給することもできる。

- 2 前項の報酬及び費用等の計算期間は前月21日より当月20日までとし、当月末日に支給する。ただし、当日が休日もしくは土曜日の場合、その直前の金融機関営業日に支給する。

（費用の弁償）

第5条 本法人は、第2条の第1号及び第2号に定める評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込または現金により支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成23年2月6日より施行する。

附則 この規程は、平成29年6月25日より施行する。

附則 この規程は、令和2年6月28日より施行する。

附則 この規程は、令和5年6月25日より施行する。

別表 1（評議員の報酬）

名 称	報酬日額（１人当たり）
評議員会出席報酬 （テレビ会議等を含む。）	１０，０００円
評議員会出席報酬 （決議の省略）	５，０００円
評議員業務報酬	１０，０００円

別表 2（非常勤役員の報酬）

名 称	報酬日額（１人当たり）
理事会・評議員会 出席報酬 （テレビ会議等を含む。）	１０，０００円
理事会出席報酬 （決議の省略）	５，０００円
理事業務報酬	１０，０００円
監事監査報酬	１５，０００円
監事業務報酬	１０，０００円